○農林水産省告示第四百四十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百三十八条の五第一項の規定に基づき、平成十一年十月一日農林水産省告示第千二百六十四号（漁船損害等補償法第百三十八条の五第一項の一定率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十日　農林水産大臣　林　芳正

第一号の表南後志漁船保険組合の項から小樽湾漁船保険組合の項までを次のように改める。

南後志漁船保険組合	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%	〇%
根釧漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇
小樽湾漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第一号の表日振勝漁船保険組合の項及び道南漁船保険組合の項を次のように改める。

日振勝漁船保険組合	〇・〇二	〇	〇	〇	〇	〇
道南漁船保険組合	〇・〇二	〇	〇	〇	〇	〇

第一号の表青森県漁船保険組合の項から千葉県漁船保険組合の項までを次のように改める。

青森県漁船保険組合	〇・〇五	〇・二二	〇	〇	〇	〇
岩手県漁船保険組合	三・一五	一・八一	〇	〇	〇	〇
宮城県漁船保険組合	二・八七	二・四三	〇	〇・五〇	〇	〇
福島県漁船保険組合	二・〇九	一・三三	〇	〇	〇	〇
茨城県漁船保険組合	〇・四一	〇・三〇	〇	〇・五九	〇	〇
千葉県漁船保険組合	〇・〇五	〇・〇七	〇	〇	〇	〇

第一号の表全国広域漁船保険組合の項及び東京都漁船保険組合の項を次のように改める。

全国広域漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇
東京都漁船保険組合	〇・二七	〇・〇九	〇	〇	〇	〇

第一号の表新潟県漁船保険組合の項及び富山県漁船保険組合の項を次のように改める。

新潟県漁船保険組合	〇・〇一	〇	〇	〇	〇	〇
富山県漁船保険組合	〇・〇四	〇	〇	〇	〇	〇

第一号の表福井県漁船保険組合の項を次のように改める。

福井県漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第一号の表広島県漁船保険組合の項を次のように改める。

広島県漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第一号の表大分県漁船保険組合の項から沖縄県漁船保険組合の項までを次のように改める。

大分県漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宮崎県漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇
熊本県漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇
鹿児島県漁船保険組合	〇・〇一	〇	〇	〇	〇	〇
沖縄県漁船保険組合	〇	〇	〇	〇	〇	〇

第二号㈠の表を次のように改める。

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船：総トン数五トン以上二十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上
近海等漁業（Ⅰ）	木船 鋼船	三・五三% 一・八九	三・〇七% 一・五一	一・七〇%	二・一八%	一・九八%	〇・七八%
近海等漁業（Ⅱ）	木船 鋼船	二・二七 二・一四	二・一九 二・一〇	— —	— —	— —	— —
内海漁業	木船 鋼船	三・一二 一・八二	三・一〇 一・二三	— —	— —	— —	— —
内湾及び内水面漁業	木船 鋼船	二・七二 一・九〇	二・八五 一・四五	— —	— —	— —	— —
かつお・まぐろ漁業	木船 鋼船	— —	二・八三 二・二六	二・一二	二・三〇	一・七八	〇・五六
いか釣り漁業	木船 鋼船	— —	三・三九 二・六一	三・一〇	二・四六	一・八一	〇・八四
底びき網漁業（Ⅰ）	木船 鋼船	— —	— —	— —	三・〇七	二・三七	一・二五
底びき網漁業（Ⅱ）	木船 鋼船	— —	二・八三 一・七九	二・四三	一・七四	二・〇六	— —
以西底びき網等漁業	木船 鋼船	— —	— —	— —	一・七七	一・六六	〇・八四
まき網漁業	木船 鋼船	— —	二・六〇 一・六七	二・五一	一・三六	一・七七	一・〇一
漁業取締り等	木船 鋼船	— —	〇・九八	〇・七八	〇・六八	〇・六四	〇・四〇

第二号㈡の表を次のように改める。

漁業等の種類	船質	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船：総トン数五トン以上二十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上
近海等漁業（Ⅰ）	木船 鋼船	〇・七〇% 〇・三七	一・五三% 〇・七五	〇・八五%	一・三〇%	一・一八%	〇・四六%
近海等漁業（Ⅱ）	木船 鋼船	〇・四五 〇・四二	一・〇九 一・〇五	— —	— —	— —	— —
内海漁業	木船 鋼船	〇・六二 〇・三六	一・五五 〇・六一	— —	— —	— —	— —
内湾及び内水面漁業	木船 鋼船	〇・五四 〇・三八	一・四二 〇・七二	— —	— —	— —	— —